理事長・学長決定労働基準法

労働契約法

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

**第37章 雇用の終了**

# 沖縄科学技術大学院大学基本方針・ルール・手続き

**37.1 基本方針**

退職に関する決定は、全て本学が定めた要件を満たすものでなければなりません。

# ルール

* + 1. **退職**

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/regulations-guidelines)第７７条、第７８条及び第８５条並びに[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第６４条、第６５条及び第７１条で定めます。

# 定年及び有期雇用契約の上限年齢

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第７９条及び[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第６６条で定めます。また、定年退職後の再雇用に関する規定は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第８０条で定めます。

# 解雇

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第８１条、第８２条及び第８３条並びに[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第６７条、第６８条及び第６９条で定めます。

# 退職者の守秘義務

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第８４条及び[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第７０条で定めます。

# 責務

* + 1. **本学を退職する職員**

本学を退職する職員は、必要な書類を人事マネジメントセクションに、遅くとも退職日の１か月前までに提出しなければなりません。本学を退職す

る職員は、鍵、身分証明書、コンピューター、ソフトウェア、電話、その他本学の資産の全てを、その所属する課や直属の上長に返却しなければなりません。

# 上長

上長は、退職に関して、所定の手続きを踏まなければなりません。非自発的退職に関しては、措置を講ずる前に、事前に人事マネジメントセクション及び副学長（人事担当）とともに所定の審査を行わなければなりません。

# 人事マネジメントセクション

人事マネジメントセクションは、退職に関する関係法令及び本学のルール等の遵守の状況について確認する義務を負います。

# 手続き

* 1. **様式**
  2. **連絡先**
     1. **本方針の所管**

副学長（人事担当）

# その他連絡先

人事マネジメントセクション

# 定義